

平成30年度

淡路市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

淡路市監査委員

令和元年8月

平成30年度 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

平成30年度

この審査は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、淡路市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき実施した。

2 審査の期間

令和元年7月9日（火）

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

① 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成30年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	—	12.64	20.0	
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.64	30.0	
実 質 公 債 費 比 率	14.7	25.0	35.0	
将 来 負 担 比 率	173.9	350.0		

(備考)

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

② 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成30年度決算	経営健全化基準	備考
農業集落排水事業 特別会計	—	20.0	令第17条第3号の規定により 事業の規模を算定
産地直売所事業 特別会計	—	20.0	令第17条第3号の規定により 事業の規模を算定
温泉事業特別会計	—	20.0	令第17条第3号の規定により 事業の規模を算定
津名港ターミナル事業 特別会計	—	20.0	令第17条第3号の規定により 事業の規模を算定
公共下水道事業 特別会計	—	20.0	令第17条第3号の規定により 事業の規模を算定
住宅用地造成事業等 特別会計	—	20.0	令第17条第4号の規定により 事業の規模を算定

(備考)

- 1 資金不足比率がない会計については、「—」を記載している。
- 2 備考欄には、資金不足比率の算定に用いた事業規模の算定根拠を記載している。
- 3 備考欄の法令は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）をいう。

(2) 個別意見

1 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支は、102,776千円の黒字となっているので実質赤字比率の数值は該当がないが、これまで以上に健全な財政運営に努められたい。

2 連結実質赤字比率について

連結実質収支は、545,289千円の黒字となっているので、連結実質赤字比率の数值は該当がない。公営企業会計において発行した地方債の償還について、公営企業の収入だけでは償還することができず、一般会計からの繰入金により償還を行っている状況が続いている。できる限り一般会計からの繰入金を圧縮するため、公営企業においては歳出事業の整理・縮小、また歳入においては歳入財源確保のための取り組みに努められたい。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は14.7%となっており、前年度に比べ0.8ポイント改善している。（※平成28年度から平成30年度の3ヶ年平均数値が平成30年度決算の実質公債費比率となる。）

早期健全化基準の25%を下回っているものの、阪神・淡路大震災に係る公債費が実質公債費比率の3.4ポイントを占めていることが影響し、他市に比べても依然として高い数値を示している状況である。

平成20年度決算の23.5%をピークに数値は減少してきているが、地方債の繰上償還の計画的な実施を行うと同時に新たな地方債の発行については、その必要性和その将来にわたる償還計画を充分考慮しながら抑制に努められたい。

4 将来負担比率について

平成30年度決算の将来負担比率は、173.9%となっており、前年度に比べ17.7ポイント改善している。

平成19年度決算の指標が371.0%で、早期健全化基準の350%を超えていたが、平成20年度決算以降は早期健全化基準の350%を下回り、数値の改善が継続している。

5 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が、事業規模に対してどの程度であるかを示す指標であるが、淡路市の公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生しておらず資金不足比率は算定されない。

(3) 改善を要する事項

当市では「淡路市行政改革大綱」、「淡路市新行財政改革推進方策」を着実に推進してきた結果、順調に早期健全化基準を下回ることができていると考える。しかし、まだ、他市の数値と比較しても高いことには変わりない。よって、行財政改革推進方策等で、まだまだ実行の余地のあるもの、さらに推進を強化すべきものを明確にし、今後も引き続きそれらを実行していくことで健全な財政基盤の構築に努められたい。

また、今後、国からの地方交付税が大きく減額される中、新図書館、新火葬場等、多大な費用を要する整備事業も進められている。これらの整備事業等が今までの改革・改善に向け努力してきた財政規律に悪影響を及ぼすことのないよう、確実な財源の裏付けのもとに実施されることを望む。